

さいたま市電気設備工事・機械設備工事

特別共通仕様書

新旧対照表

令和 7 年 4 月改定

新	旧	備考
さいたま市電気設備工事・機械設備工事 特別共通仕様書 令和7年4月	さいたま市電気設備工事・機械設備工事 特別共通仕様書 令和6年10月	改定年月の変更
1.1.7 施工体制台帳等の作成 (1) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、写しを監督職員に提出しなければならない。<u>ただし、当該工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除く。</u>	1.1.7 施工体制台帳等の作成 (1) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、写しを監督職員に提出しなければならない。	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い追記
1.1.8 監理技術者等に関する点検 さいたま市が行う入契法に伴う監理技術者等に関する点検を受けなければならない。 (ア) 点検の適用対象は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負代金の合計額が<u>4,500</u>万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は<u>9,000</u>万円以上のもの。）とする。	1.1.8 監理技術者等に関する点検 さいたま市が行う入契法に伴う監理技術者等に関する点検を受けなければならない。 (ア) 点検の適用対象は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負代金の合計額が<u>4,000</u>万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は<u>8,000</u>万円以上のもの。）とする。	建設業法施行令の改正に伴い修正
1.2.6 建設副産物の処理等 (7) 産業廃棄物を処理した後に「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」A票、<u>B2票、D票、E票</u>を監督職員に提示し、確認を受ける。ただし、電子による場合は、「受渡確認票」をもって、上記「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」の各票にかえることが出来る。	1.2.6 建設副産物の処理等 (7) 産業廃棄物を処理した後に「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」A票に<u>B2票、D、E票等の写し</u>を監督職員に提示し、確認を受けるとともに<u>D票、E票の写しを監督職員に提出する</u>。ただし、電子による場合は、<u>電子マニフェストシステムより印刷される</u>、「受渡確認票」をもって、上記「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」の各票にかえることが出来る。	技管技通知第6－5号（令和7年3月28日）【補足資料】に伴い修正
1.6.3 保全に関する資料 (1) 保守に関する指導案内書及び取扱い説明書 各設備の機能が十分に発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱い説明及び保守についての事項（日常のメンテナンス方法を含む）を記載したものとする。 (2) 機器性能試験成績書 (3) メーカーリスト 主要な材料、機器名、製造者名、形式、型番、連絡先などを記載したものとする。	1.6.3 保全に関する資料 (1) 保守に関する指導案内書及び取扱い説明書 各設備の機能が十分に発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱い説明及び保守についての事項（日常のメンテナンス方法を含む）を記載したものとする。 (2) 機器性能試験成績書 (3) メーカーリスト 主要な材料、機器名、製造者名、形式、型番、連絡先などを記載したものとする。	さいたま市公共施設マネジメントシステムの廃止に伴い削除

新

旧

備考

(4) 官公署届出書等	(4) 官公署届出書等 (5) さいたま市公共施設マネジメントシステムの入力データ	
改定履歴 令和 6年10月 1日改定 <u>令和 7年 4月 1日改定</u>	改定履歴 令和 6年10月 1日改定	改訂履歴の追加
別紙2 舗装切断時に発生する排水の処理に係る特記仕様書 (提出書類) 第5条 2 受注者は、工事完了後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の <u>A票、B2票、 D票、E票を監督職員に提示し、確認を受けること。ただし、電子による場合は、「受渡確 認票」をもって、上記「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」の各票にかえる ことが出来る。</u>	別紙2 舗装切断時に発生する排水の処理に係る特記仕様書 (提出書類) 第5条 2 受注者は、工事完了後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の <u>D票及びE票の 写しを監督職員に提出すること。</u>	技管技通知第6－5 号（令和7年3月 28日）【補足資 料】に伴い修正